

公益社団法人北海道倶楽部 定款

名称変更による設立 平成26年1月6日

公益社団法人北海道倶楽部

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所あるいは支部を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道及び北海道内の市町村（関係の団体を含む。以下「北海道等」という。）の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道等のための広報活動
- (2) 北海道等が主催・共催・後援する地域活性化事業の支援活動
- (3) 北方領土返還運動
- (4) 北海道等へのふるさと納税等寄附の推進運動
- (5) 北海道新幹線早期実現運動
- (6) 上記各号を達成するための広報紙の発行、講演会の開催及びイベントの開催・参加
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、原則として首都圏を中心に日本全国において行い、必要により海外においても行う。

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人は、個人、法人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の正会員、維持会員、登録会員、賛助会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第6条 この法人の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、次条の規定により理事会の承認を受けた個人
- (2) 維持会員 この法人の目的に賛同し、次条の規定により理事会の承認を受けた法人並びに団体
- (3) 登録会員 この法人の目的に賛同し、維持会員から推薦を受け、次条の規定により理事会の承認を受けた個人
- (4) 賛助会員 上記各号の会員以外で、この法人の目的に賛同し、理事会が別途定める規定の適用を受けたもので、会員に関する次条以下の本章の規定の適用を受けない個人、法人又は団体
- (5) 名誉会員 理事会の決議により名誉会員として推薦を受けた正会員

2 維持会員は口数単位で入会するものとし、一口当たり登録会員を最多2名まで推薦することができる。なお、維持会員は推薦することができる最多登録会員総数に相当する第8条の経費等の支払義務を負う。

3 正会員及び維持会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、この法人が第3条の目的達成のため第4条の事業を行う公益社団法人であることを了承したうえ、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用及び年度の決算により不足を生じた費用等に充てるため、正会員及び維持会員は会員になった時及び毎年、理事会において別に定める経費等を支払う義務を負う。但し、名誉会員に対しては支払い義務を免除する。

2 理事会の定めるところにより、本条第1項により支払われる経費等の額及びその他の収益は、原則として公益目的事業に係る収益とするが、管理業務に係る必要な費用の額を限度に管理業務に係る収益に充当する事が出来る。

3 既納の経費等はいかなる理由があっても、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は理事会の定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。但し、退会年度までの前条の経費等は支払わなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、第17条第2項第1号の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条の場合のほか次の各号の一つに該当するときにはその資格を失う。

- (1) 第8条の経費の支払義務を3年以上履行しなかったとき
 - (2) 登録会員について、推薦をした維持会員が書面で推薦取消の通知をしてきたとき
 - (3) 後見開始、保佐開始、又は補助開始の審判
 - (4) 死亡、失そう宣告又は解散
- 2 維持会員が会員資格を失ったときは、当該維持会員が推薦した登録会員もまた同時にその会員資格を失う。

第4章 会員総会

(会員総会の構成、種類)

第12条 この法人の会員総会は、第3章第6条第3項の社員たる会員をもって構成し、定時会員総会と臨時会員総会の2種類とする。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 前各号に定めるもののほか、この定款及び法令に規定する事項

(開催)

第14条 定時会員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要とした場合
- (2) 社員の議決権総数の5分の1以上を有する社員から、会員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面による開催の請求があった場合

(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 第 14 条第 2 項第 2 号の請求があった場合には、理事長はその請求のあった日から 30 日以内の日を会員総会の日とする招集通知を発しなければならない

3 会員総会を招集するときは、日時、場所、会員総会の目的である事項、書面決議及び電磁的決議に関する事項を記載した書面により、2 週間前までに通知を発する。

4 承諾を得た社員に対しては、前項の書面による通知にかえて電磁的方法により通知を行うことができる。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、理事長とする。但し、理事長に支障あるときは、副理事長が互選により議長をつとめる。

(決議)

第 17 条 会員総会の決議は、総社員の議決権の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他一般法人法に定められた事項

(議決権の行使)

第 18 条 社員は、第 15 条の定めに基づき理事会が定めたところにより予め通知された会員総会の議案について、事前に書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 前項のほか、社員は書面又は電磁的方法により会員総会における議決権の行使を委任することができる。

3 前 2 項の場合における第 17 条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び出席理事の中から指定した議事録署名人 2 人が、署名若しくは記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員、評議員、名誉会長、相談役、顧問及び参与

(役員の種類)

第 20 条 この法人には、次の役員を置く。

- | | | |
|---|-----|--------------|
| ア | 理 事 | 5 名以上 10 名以内 |
| イ | 監 事 | 3 名以内 |

(役員を選出)

第 21 条 理事及び監事は、正会員の中から、会員総会の決議により選任する。

2 理事会の決議により、理事の中から会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名及び常務理事 1 名を定める。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2 会長及び理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。会長は、主にこの法人の対外的業務を掌理し、理事長はこの法人の内部的業務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、副理事長は、理事長を補佐して、それぞれこの法人の業務を執行する。

4 常務理事は、会長、副会長、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。

5 会長及び理事長をして一般法人法第 91 条第 1 項第 1 号に定める代表理事とし、副会長、副理事長及び常務理事をして同第 2 号に定める業務を執行する理事とする。

6 前項の代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況

を理事会に報告しなければならない。

7 理事は、事務局業務に関して使用人として受ける給与及び理事の業務にともなう交通費などの業務費用を除いて、理事の業務については無報酬とする。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を監査する。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会の開催を請求する。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- (6) 理事が会員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を会員総会に報告する。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が発生するおそれがあるときは、当該理事に対してその行為をやめることを請求する。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

2 第 22 条第 7 項（無報酬）の規定は監事に準用する。

(評議員の職務)

第 24 条 この法人は、第 20 条に定める役員のほか、評議員を置く。

- 2 評議員は 50 名以内とし、正会員若しくは登録会員の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ倶楽部運営に関する重要事項を評議し、理事会に答申する。
- 4 評議員は、議長 1 名及び副議長 3 名以内を互選する。
- 5 第 22 条第 7 項（無報酬）の規定は評議員に準用する。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

第 25 条 この法人に、名誉会長、相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4 第 22 条第 7 項（無報酬）の規定は名誉会長、相談役、顧問及び参与に準用する。

(役員ほかの任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、その任期満了後でも、第 20 条に定める定数に足りなくなる場合においては、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- 3 評議員、名誉会長、相談役、顧問及び参与の任期は第 1 項に準ずる。

(役員ほかの退任、解任)

第 27 条 理事及び監事は、辞任及び第 9 条乃至第 11 条に該当した場合退任とするほか会員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合には、第 17 条第 2 項第 2 号による。

- 2 評議員、名誉会長、相談役、顧問及び参与は、辞任及び第 9 条乃至第 11 条に該当した場合退任とするほか理事会の決議によって解任することができる。

第 6 章 理事会、評議員会及び部会

(理事会の構成)

第 28 条 この法人は、理事会を置く。理事会はすべての理事により構成される。

- 2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会の権限)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
 - (2) この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解任
 - (5) 第 6 条第 1 項第 4 号に定める賛助会員に関する規定の作成
 - (6) 第 7 条に定める入会会員の承認
 - (7) 名誉会長、評議員、相談役、顧問及び参与の推薦及び解任
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会から成り、通常理事会は毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長及び理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、原則として理事長が招集する。

2 理事会の招集通知は、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に支障のあるときは会長が、会長に支障のあるときは出席理事の互選により議長を選任する。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が提案した決議事項について理事（当該事項につき議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(理事会の報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会の議事録等)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果

- (3) 決議事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 出席した理事及び監事の氏名
- (6) その他、法令に規定する事項

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、若しくは記名押印しなければならない。

3 前項の議事録（第33条第3項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を含む）については、理事会の日（第33条第3項の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(評議員会の開催ほか)

第36条 評議員会は原則として毎事業年度に2回以上開催することとし、議長がこれを招集する。議長に事故あるときは副議長がこれを代行する。

2 評議員会に関する規定は、この定款に定めるほか必要により理事会で定める。

(評議員会の決議)

第37条 評議員会の決議は、評議員の3分の1以上が出席し、その過半数でこれを決する。

2 前項の出席については委任状による代理出席を認める。

(評議員会の議事録)

第38条 評議員会の議事については、議事録を作成し、出席した評議員2名以上がこれに署名し若しくは記名押印しなければならない。

(部会の開催ほか)

第39条 この法人の目的を達成するために、任意の機関として部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会員のうちから理事会が選任する。

3 部会に関する規定は、この定款に定めるほか必要により理事会で定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第40条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、基金の募集前に理事会において別に定める「基金取扱い規程」を適用する。

(基金の拠出者の権利)

第42条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日まではその返還を請求することができない。

(基金の返還手続)

第43条 基金の返還は、定時会員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第44条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとする。

2 代替基金は、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に記載するものをもって構成する。

- (1) 社団法人北海道倶楽部から承継した財産
- (2) 第8条の定めにより支払われた経費等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実

- (5) 寄附金品
- (6) 基金
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第46条 この法人の資産を分けて、特定資産（公益目的事業財産、特定費用準備資金など特定の目的のために使途等に制約を課した資産で遊休財産以外の資産をいう。）とその他資産の2種とする。

(資産の管理・運用)

第47条 この法人の資産の管理、運用は、理事会において別に定める「資産管理運用規程」に基づき、理事長が行う。

- 2 特定資産は、当該特定目的以外のために消費し又は担保に供してはならない。但しこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、予め理事会及び会員総会の決議を経て、その一部に限り消費し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、その他資産をもって支弁される。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画及び収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始前までに理事長が作成し、理事会の承認を得て会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 予算外で相当額の支出を伴う重要な事業計画の変更あるいは追加を行う場合は、改めて理事会の承認を得なければならない。

- 3 第1項の書類については、毎事業年度開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に次の各号に記載の書類を理事長が作成し、監事の監査及び理事会の承認を得たのち、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類
- (6) 財産目録

- 2 この法人は、前項の書類を法令の定めに基づき、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

- 3 この法人は、第1項の会員総会終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の処分)

第52条 この法人の収支決算において剰余金があるときは、理事会の決議及び会員総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を特定資産に繰り入れ、又は遊休財産として翌年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この法人の定款は、会員総会の決議により変更することができる。

- 2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(解散)

第54条 この法人は、一般法人法に規定する事由及び会員総会の決議により解散する。

- 2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 57 条 この法人は、この法人の事業を実施し事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び必要な職員(派遣等を含む)を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局長は、理事長の命により、事務局を統轄する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(帳簿等の備え置き)

第 58 条 主たる事務所及び従たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類(書面又は電磁的方法により整備)を備え置くものとする。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可及び登記等に関する書類
 - (5) 定款に定める会議等の議事録
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び予算書
 - (8) 事業報告書及び決算書等の計算書類
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類等
- 2 前各号の帳簿等の備え置き場所、保存期間及び閲覧方法等については、法令の定めるところによる。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 59 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 61 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他止むを得ない事情により、前項の電子公告ができない場合には官報に掲載する。

第 13 章 附則

(委任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 63 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

第 64 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の代表理事)

第 65 条 この法人の最初の代表理事は以下の通りとする。

松田昌士、西村守正

(定款の施行日)

第 66 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上